

## 「軽微な変更」の取扱いに関する相談について (建築基準法施行規則第3条の2第1項から第4項の各号)

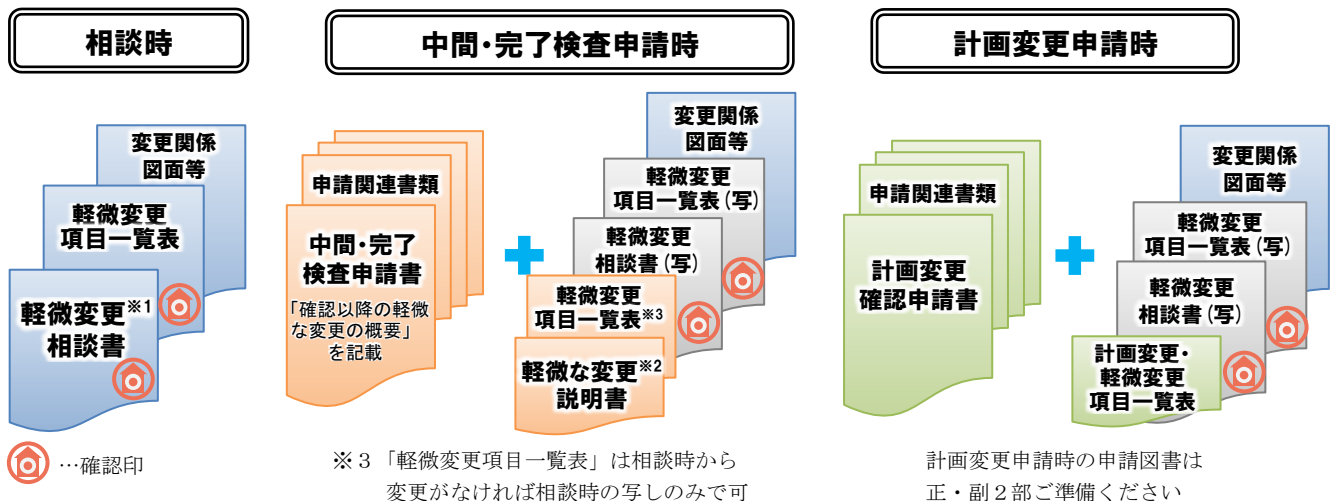
当財団では、確認を受けた建築物等の中間・完了検査申請に先立ち、「軽微な変更」の取扱いに関するご相談を随時お受けいたします。ご相談の際は、下記書類をご準備の上、担当者へご連絡をお願いいたします。

### ■ 提出書類 (各1部)

- 1) 軽微変更相談書
- 2) 軽微変更項目一覧表 ※様式サイズ・体裁は適宜変更可  
(「軽微変更相談書」に変更内容を個別記載する場合は提出不要です。)
- 3) 変更関係図面 ※変更前 (マーカー等で変更部分を明示)、変更後の図面
- 4) その他必要な書類  
(例：当該変更に伴う特定行政庁との協議記録、構造検討書 等)

### ■ 書類の扱い

- 1) 「軽微な変更」であることを確認した場合は、「軽微変更相談書」及び「軽微変更項目一覧表」に確認印を付して返却します。
- 2) 中間・完了検査申請時には、各検査申請書の「確認以降の軽微な変更の概要」欄に記載するとともに、変更内容を記載した「軽微な変更説明書」、相談時の「軽微変更相談書」「軽微変更項目一覧表」の写し、「変更関係図面」等を添付してご提出ください。
- 3) ご相談後、軽微変更相談書の内容を含め、計画変更として申請される際には、計画変更の図書に相談時の「軽微変更相談書」「軽微変更項目一覧表」の写し、「変更関係図面」等を添付してください。



- ※1 軽微変更相談書……予め建築基準法令の手続き前に確認をしたい場合  
※2 軽微な変更説明書…中間・完了検査の軽微変更の際に添付するもの

本紙内容につきましてご質問等ございましたら、下記までお問い合わせください。